

「中間とりまとめ」の様式(案)

1. 検討の視点・範囲

本検討会においては、公務に対する国民の信頼を早急に回復するため、不祥事を起こした国家公務員に対する退職手当の取扱いに焦点を当てた検討を行った。具体的には、民間の実態や外国の例も参考にしながら、国民の目線に立ちつつ、民間準拠と公務の特殊性とのバランスをとるとともに、公務員の権利保護にも留意した制度の構築に向け法的な議論を行った。

- ① 現行の国家公務員の退職手当制度においては、不祥事を起こした公務員について、懲戒免職や禁錮以上の刑の確定による失職で退職した場合には退職手当を支給せず、また、退職後であっても在職中の非違行為により禁錮以上の刑が確定した場合には退職手当の返納を命じることができる。
- ② しかしながら、昨今、退職直後に懲戒免職相当とみられる非違行為が発覚したり、死亡により退職した公務員が在職中に懲戒免職や禁錮以上の刑に相当する非違行為を行っていたと見られる事件が発生したりしている。これらの事案について、制度上は返納を命じることや、支給しないといった対応を行うことができないため、不祥事の発覚時点が異なることによる制度上の不均衡であるとの指摘があり、国民の視点に立った早急な対応が求められている。
- ③ 一方、民間においては退職金と年金との一体化の動きがあり、公務員制度改革においても官民の人材交流や能力実績に応じた処遇の観点から退職手当制度の在り方について議論が行われている。
- ④ 本検討会は、こうした状況の中で、公務に対する国民の信頼を回復するため、喫緊の課題である不祥事を起こした公務員に対する退職手当の支給制限・返納制度の在り方に焦点を当てた検討を行ってきた。具体的には、民間の実態や諸外国の関連制度を参考としながら、国民の目線に立ちつつ、民間準拠と公務の特殊性とのバランスがとれた制度の構築に向けた法的な議論を行った。また、退職手当が現実に果たしている機能や公務員の権利保護にも留意した。なお、懲戒制度などの関連制度との均衡についても検討を行った。
- ⑤ 「2. 現行制度の問題点」においては、現行の支給制限・返納制度の問題点について具体的に分析する。

〔※ これまでの議論を踏まえ、検討の視点・範囲に追加すべきものはあるか。〕